

1 ねらい

- ・自己肯定感の育成と個性の伸長を図る。
- ・学年の枠にとらわれず集団生活の中で協力する心，思いやりの心を育てる。
- ・自主的な活動を通じて基本的な生活習慣と義務を果たす態度を養う。
- ・目標をもって活動し常に活動する個や集団の育成を目指す。
- ・昭和の指導からの脱却

令和5年度並木中学校部活動の目的

- ① 限られた時間で
- ② 目標をもって計画的に
- ③ 主体的・自主的に（投げかけて気付きを待つのではなく，課題に対して正しい判断を導く）
- ④ 個を生かし，団結力を高める意識付けをし
- ⑤ 可能性を伸ばし
- ⑥ 礼儀を重んじ辛いことに立ち向かう精神力を育てる
- ⑦ 明るく和やかに学年を超えた活動ができる。

2 活動のきまり

○ 1日当たりの上限・1週間当たりの上限は次のとおり。（練習試合や大会等の当日を除く）

1日当たり		週計
平日	休日	
2時間	3時間	11時間

① 活動時間と休養日

- ・木曜日，活動なし
- ・原則月曜日と木曜日は部活動は行わない。（主要大会前の月曜日は活動可）
- ・放課後の練習時間は2時間，休日の活動時間は準備・休憩・後片づけを含めて4時間を上限とする。（活動時間は3時間。）
- ・土曜日，日曜日のいずれかは，原則活動は行わない。（大会などで両日とも活動した場合は，前週が後週に1日代休を設ける。）
- ・定期テスト前3日間は，活動を行わない。（大会前などのやむ終えない場合には願い書に必要事項を記入し，学校長の承認を受けたのち，部活動主任に提出すること。）
- ・活動日に顧問副顧問が不在の場合，兼任顧問を明確にし，当日の練習計画を支持すること。

② 活動の服装

- ・原則として制服または学校指定のジャージとする
- ・運動部における練習着は学校指定のジャージ・Tシャツ・ユニホーム・ユニホームに準ずるもの
- ・県指定のTシャツ，各部で作成したTシャツ。洗濯によりストックがない場合は，白地にワンポイントのTシャツでも可。シューズ類は，運動に適しているもの。（以上の条件以外で中体連各専門部で独自に使用ルールのあるものは，申告し学校全体で共通理解を図る）
- ・チームTシャツ，ユニホームを決める場合は，高額なものではなく部活で統一したデザインを選択することが望ましい。
- ・活動時における能力向上のための装飾品は，使用しない。
- ・大会参加時や練習時に身体的な理由により違和感のある状態で活動する場合は，学校長，部活動主任に報告をし学校全体で共通理解を図る。

③ 入部

- ・8，9年生の部活継続については，4月に学級で部活継続届を配付し継続の確認をする。（学級で配布・担任が回収・各顧問へ）
- ・7年生は，4月11日から4月28日までを仮入部期間とする。入部届は4月18日にクラスで配布し，仮入部期間であっても入部届が提出された時点で正式入部とする。入部届は4月28日には提出完了すること。（担任が回収・顧問に提出）

④ 退部

- ・退部については，部の顧問・担任・保護者を含めて十分に話し合い，慎重に決定する。退部が決定した場合は，退部届を提出する。

- ・一度退部したが復帰を希望する場合は、再度入部届、転部届を提出すること。
 - ・退部後、転部を希望する場合は、希望する部活動に転部届を提出すること。
- ④ 活動場所・用具の管理
- ・活動場所については、それぞれの活動範囲を共有してお互いの活動を尊重し、安全に留意しながら行う。
 - ・雨天時やグラウンドが使用できない場合の校舎内、コモンスペース使用については、周囲の安全に十分注意し、少ないスペースを共有しながら行う。
 - ・スポーツ公園の使用については、外周コースを含め一般の利用者を優先とし配慮をもって活動すること。
(施設使用の場合は、管理事務所に申し出ること)
 - ・活動場所の整備・清掃については、各部、顧問、個人が責任を持って取り組む。
(道具の後片づけ・フローアーク清掃・グラウンド整備、個人の備品など)
 - ・休日に活動した場合、活動場所の引継ぎ・開鍵時刻・閉鍵時刻の記入・使用場所及び校舎の施錠を徹底する。
(顧問は、職員室に一声かけてから帰宅すること)
 - ・完全下校や上記の決まりが守れなかった場合、部活動主任、顧問、生徒で話し合い改善に向けた指導に取り組む。
(改善法は、学校長に報告すること)
- ⑤ 活動に対する留意点
- ・対外試合、各種大会は、学校長の許可を得ること。(遅くとも一週間前には校外活動許可願いを提出すること。)
 - ・大会前は、学校長の許可を得て練習時間を延長することができる。この時の下校指導は、顧問が責任をもって行う。(許可願提出)活動時間は「2活動の決まり」も上限を守る。
 - ・中体連主催以外の大会・練習試合、競技会の送迎は、原則借り上げバスとする。保護者送迎は、学校側から依頼してはいけない。あくまでも保護者側からの依頼であることが条件である。その際、あらかじめ保護者からの願い書を取る。また、保護者送迎の範囲は、並木中を起点に20km程度とする。大会・記録会参加にあたり送迎バス代金が高額となる場合保護者からの送迎希望に関しては学校長の許可を得て行う。(許可願提出)
 - ・保護者送迎は現地集合、解散も可とする。自転車での移動は、学校集合学校解散とする。
 - ・夏休み中の部活動は、熱中症予防に心がける。予防対策として開始時刻を早めたり午後の気温低下を見越して遅らせてもよい。その際は、学校長の許可と保護者の了解を受けること。
 - ・部活動の目標が達成できるよう顧問は、健康に留意し頻度や強度を調整し所属している全生徒の理解に努める。(勝つことも大事だが終わり方はもっと大事)
 - ・感染症予防に心がける。
 - ・LGBTについて配慮をもって環境と合わせて指導する。
 - ・顧問は、生徒に対する指導助言を生徒理解の場として心の通じる助言を行う。
- ⑥ 完全下校について(時刻については、別紙参照)
- ・完全下校時刻の15分前を活動場所の後かたづけを含め部活動の終了時刻とする。
 - ・各部顧問は、下校指導に当たること。
 - ・仮入部期間の7年生の活動体験時刻は17:00とし完全下校時刻は、17:15とする
- ⑦ 令和5年度より地域スポーツクラブ活動から茨城県中学校体育大会に参加が可能となります。参加条件は茨城県中学校体育連盟HPの「地域クラブのページ」に記載されています。確認をお願いします。
- ⑧ その他
- ・部間の調整、情報交換、指導方法や活動場所の割り振り確認のため顧問会議を設ける。
 - ・部活動での活動や持ち物は学校生活に準ずる。
 - ・各部での購入品は年間にかかる金額を考慮しながら決定する。
 - ・本全体計画は、令和5年4月改訂の「つくば市部活動の運営方針」に基づき本校の状況を加味して策定した。